

2025 年度事業計画の実施について

それぞれの弁理士道を極めよう！尖(とが)れ、弁理士！

弁理士の多様な活躍に光を当てよう

第1 はじめに

… (省略) …

本年度は、前年度までに築かれた礎のもとその政策を継承しつつ、知的財産を活用した企業の挑戦の支援、弁理士の存在感の向上及び弁理士の活躍の支援を通じて日本経済の再活性化を目指す施策を進めていきます。

第2 施策の概要

… (省略) …

第3 具体的施策

一. 重点施策

(1) ロールモデルの発表

専権業務を含む種々の業務において活躍する弁理士を参考に様々なロールモデルを紹介します。社会に貢献し高い報酬を得る弁理士を例に、若手弁理士や弁理士志望者、企業に弁理士の価値を伝え、魅力を向上させます。またロールモデルの業務遂行に必要なスキルを会員に伝承します。その結果、業務範囲の拡大や収入の増加及び優秀な人材の獲得を目指します。

例えばタイムスタンプを活用した新たな証拠作成業務を含むモデルについて、パテント誌で会員に情報発信し、研修でこの新たな業務遂行に必要なスキルを共有します。また、優秀な人材が知的財産業界に参入し、企業に新たな弁理士業務を認知して貰えるよう、外部にも積極的に情報発信します。ロールモデル委員会を設立し、各附属機関および各委員会等と協力して上記活動を行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 関連する組織と連携の上、①知財コンサル、②ブランディング戦略、③多様な働

き方、④タイムスタンプを用いた O/C 戦略、⑤SEP 関連業務の 5 つのモデルを選定し、書面化しました(ロールモデル委員会)。

- ・ 第 1 弾として、2026 年 1 月にタイムスタンプを用いた O/C 戦略について研修を実施しました(ロールモデル委員会)。
- ・ 次年度早々に外部に発信できるようにホームページおよび冊子制作の準備を行いました(ロールモデル委員会)。
- ・ 各ロールモデルの発表について、特許庁と意見交換を行いました(ロールモデル委員会、執行役員会)。

(2) 知財経営支援の強化

特許庁、INPIT 及び日本商工会議所による「知財経営支援ネットワーク」に新たに中小企業庁が加わり、より広く知財取引の実態を把握するとともに、中小企業・小規模事業者や支援機関の「知財経営リテラシー」の向上を図り、中小企業等が抱える経営相談等に対して知財の観点から効率的に支援を行えるよう、「知財経営支援ネットワーク」が拡充されました。また、特許庁は、「知財経営支援ネットワーク」と自治体・地域の支援機関等が一体となった中小企業等への一気通貫の伴走支援等を行う「知財経営支援モデル地域創出事業」を今年度も実施します。

「知財経営支援ネットワーク」に係る事業において、弁理士の関わり方について特許庁に提言するとともに、中小企業やスタートアップ企業に成果を実感してもらう支援を強化するために、知財経営支援に投入できる弁理士の質を担保する施策(例えば、座学、ワークショップ、OJT 等の研修)を引き続き推進します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 「知財経営支援モデル地域創出事業に関して、前年度の青森県、石川県、神戸市に加え、新たに愛知県、山口県、熊本市が加わり、各地域に弁理士を派遣して当該ネットワークの連携強化に努めました。2025 年度は、幾つかの地域において、弁理士が事業プロデューサーまたはプロデューサー補佐を務め、当該地域での事業運営に中心的な役割を果たしました(知的財産経営センター、関

連地域会)。

- ・ 特許庁の中小企業支援強化施策に伴い、日本弁理士会において「知的財産経営」の定義を行い、「知財経営コンサルティング」に含まれ得る業務を例示しました(知的財産経営センター)。
- ・ 2026年2月25日に、名古屋にて、知財経営支援ネットワークのさらなる強化に向けたアクションプランについての署名式が実行されました。アクションプランにおいて、日本弁理士会は、JPAA 知財経営コンサルタントの増員を掲げ、当該タイトルの取得に必要な知財経営支援の実践の場が、より多く、知財経営支援ネットワークを通じて提供されることが示されました(知的財産経営センター)。

(3) 2025大阪・関西万博への対応

2025大阪・関西万博の共創パートナーとして、関係官庁、関連団体等の外部団体と連携して日本弁理士会主催事業を適切に実施します。この事業は、子供たちに技術発展への関心を喚起し、知的財産の重要性を広めることで、高齢化が進む弁理士の問題に対処するために若い世代の参加を促進して将来のイノベーションを担う人材の育成を目指し、併せて弁理士の存在感の向上を企図しています。具体的には、メインコンテンツとして、中高校生や大学生等を対象に、知的財産に関するレクチャー、出展企業等の技術体験、体験した技術に基づくビジネス/技術アイデアコンテストを実施し、逐次的かつ継続的に広報活動を行います。

【2025年度事業報告】

- ・ 2025年10月3日から10日に万博会場内 WASSE にて4社×3クールの技術体験会を実施しました。事前学習を受けた中・高・大・高専生94グループに対して体験後にサポーター弁理士がレクチャーしました。2025年12月期限で90グループから作品が提出され、一次審査で10グループを選抜しました。2026年2月21日に関西会で最終審査会・表彰式を実施し、会長賞、特許庁長官賞、近経局長賞他を授与しました(2025大阪・関西万博対応委員会)。
- ・ コンテスト参加者募集への協力を行いました(知的財産支援センター)。
- ・ 技術体験会参加企業募集への協力を行いました(知的財産経営センター)。

- ・ イベント開催周知への協力を行いました(広報センター、国際活動センター)。
- ・ サポーター弁理士派遣の協力を行いました(各地域会)。

二. 事業施策

1. 企業挑戦の支援のための事業施策 (目的①)

(1) 知的財産の経済的価値・企業価値を向上するための検討

知的財産の経済的価値の諸外国との対比等を調査し、我が国において知的財産の経済的価値、企業価値向上のために広報活動を行う施策を検討します。

また、企業における知的財産・無形資産の評価手法の在り方を研究し、企業に情報を発信することで、企業価値を高める投資を判かりやすくし、企業の経済活動の活性化を後押しします。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年 7 月に、特許庁とともに金融庁を訪問し、2026 年 5 月 25 日に施行される「企業価値担保権」制度に関して、日本弁理士会が事業性融資推進法に基づき、事業者や金融機関に対して助言・指導を行う「認定支援機関」になり得るかの情報交換を実施しました(知的財産経営センター)。
- ・ 2026 年 2 月に、「企業価値担保権とは何か、この制度で弁理士に期待されること」とのタイトルで継続研修を実施しました(知的財産経営センター)。
- ・ 知財価値評価トピック研修として、2026 年 2 月に、「知的資産に着目した金融機関の取り組み 企業の事業性評価から経営のデザイン提案へ」のタイトルで企業価値向上支援への応用力育成のための継続研修を実施し、3 月に、「ディープレック資金調達実務と最新動向」をテーマとする継続研修を実施しました(知的財産経営センター)。
- ・ 2026 年 3 月に、スタートアップ企業の支援に資する知財価値評価手法を検討・確立するために、数社の企業との意見交換乃至ヒアリングを実施しました(知的財産経営センター)。
- ・ 2025 年 6 月に、北村会長が内閣府知的財産戦略推進事務局局長、特許庁長官とともに、一般社団法人知財・無形資産ガバナンス協会の設立記念式典に出席し、今後、協会との間で、企業における知財の価値を向上させるための意見

交換等を実施する運びとなりました(知財プレゼンス向上委員会)。

(2) 生成 AI 時代に適応した弁理士業務の検討

前年度作成した AI ツール利活用ガイドラインの紹介、生成 AI の諸問題に関するものや、AI ツールの活用による業務効率化を紹介するものなど、AI に関する種々の研修を継続して開催します。

また、必要に応じて AI ツール利活用ガイドラインのブラッシュアップを検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年 4 月に日本弁理士会 HP において「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン」を公表し、同月に記者説明会でガイドラインの解説を行いました(AI利活用WG)。
- ・ 2025 年 5 月にはセミナー「AIの弁理士業務への活用と注意点 AIツール利活用ガイドラインおよびユースケースの解説」を開催しました(AI利活用WG)。
- ・ 2025 年 8 月には「弁理士業務 AI 利活用ガイドライン(英訳版)」を作成、公表しました(AI利活用WG)。
- ・ 2026 年 2 月の関東会集う会では「生成 AI の弁理士業務での活用法」をテーマとして関東会とAI利活用WGとのコラボイベントを行いました(関東会、AI利活用WG)。
- ・ 2026 年 3 月、経営基盤強化委員会とAI利活用WGとの共催で「生成 AI の弁理士実務への活用事例と留意点」をテーマとした研修を行いました。同月には JIPA との共催で AI に関するシンポジウムを開催しました(経営基盤強化委員会、AI利活用WG)。

(3) 標準化に関する取組強化

令和 5 年 6 月公表の日本産業標準調査会 (JISC) 基本政策部会の取りまとめ(日本型標準加速化モデル)において、弁理士は「標準化戦略人材」および「規格開発・交渉人材」として位置づけられ、とりわけオープン・クローズ戦略の立案やそのサポートを担うことに期待されていることが示されています。この期待に応えるべく、産業標準委員会や知財・標準化一体的活用検討WGを中心に標

準化に関する取組を更に強化します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 標準規格策定段階の知財戦略セミナーを開催しました(産業標準委員会)。
テーマ:弁理士が担う「新市場創造型標準化制度」活用の最前線(8月22日)
- ・ 標準規格策定後の知財戦略セミナーを開催しました(産業標準委員会)。
テーマ:規格策定後の標準活用戦略、ISO化を目指す活動
～規格策定前後に弁理士に期待される役割～(10月24日)
- ・ 国際標準化段階の標準活用戦略セミナーを開催しました(産業標準委員会)。
テーマ:世界市場を見据えた標準化アプローチ(11月21日)
- ・ 知財標準化一体的活用WGに担当副会長、担当執行理事、現委員長が参加しており、経済産業省の標準化人材データベース STANDirectry への標準化人材の登録対応を行いました(知財・標準化一体的活用WG)。
- ・ 標準化とアカデミアとの連携に関する検討会(経済産業省)の委員に北村会長が就任し、年2回の会合に出席しました(知財・標準化一体的活用WG)。
- ・ 年6回のSEP研究会の会合に役員1名が参加することになりました(産業標準委員会)(知財・標準化一体的活用WG)。
- ・ 経済産業省より知財標準化人材の育成を求められており、上記の事業を通じて実現しました(産業標準委員会、知財・標準化一体的活用WG)。

(4) 農水関連の業務の活性化

知的財産の専門家である弁理士が農水知財へ積極的に関与し、弁理士が農林水産業を活性化させるのに適した環境作りのための調査検討を継続します。

また、令和6年10月施行の「スマート農業技術活用促進法」では、国が「スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用その他の必要な措置を講ずる」とされています。これに伴い、農林水産省では「知財マネジメントの強化」と「継続的な知的財産マネジメント体制の実現」に向けた施策を講じています。また、スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)が設置され、日本弁理士会もこの会議の会員となりました。こうした動きに対し、農林水産省をはじめとする関連団体に対し、弁理士の活用法を積極的に提言し、施策実現に向けたサポート体制を整えます。

【2025 年度事業報告】

- ・ 地域会の農水知財対応力を向上させるための施策を実行しました。具体的には、各地域会の要望に応じた研修(テーマ「農林水産分野における知財ミックスと弁理士の役割」)を、東海会、関西会、中国会、四国会の4地域会にて実施しました(農林水産知財対応委員会)。
- ・ 農水省の知財系事業への協力を継続しました。具体的には、農林水産省知的財産戦略の会議に委員を推薦するとともに、スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)に参加しました。また、2025 年度から、農業経営人材の育成に向けた官民協議会の構成員となりました(農林水産知財対応委員会)。
- ・ フランス弁理士会(CNCPI)の紹介で、欧州植物品種庁(CVPO)訪問が実現し、新しい情報取得及び情報交換のパイプを得ることができました(国際活動センター)。

(5) 中小企業・スタートアップへの啓発

中小企業・スタートアップに対して直接の働きかけをおこなうことを継続します。具体的には、「つながる特許庁」、「VCへの知財専門家派遣プログラム」などの特許庁の事業を通じて、中小企業やスタートアップに対して直接働きかけを行う機会を増やし、中小企業等が知財に関心を持ち、自らの企業の発展に知財を活用できるきっかけづくりを行うことを継続します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年度の「つながる特許庁」は、関西(大阪)、青森、函館、宇都宮、那覇、山口、鹿児島、松山、名古屋の 9 箇所にて実施されました。各地域において、第 1 部では特許庁による知財活用に係るセミナーが行われ、第 2 部として、第 1 部への参加者と弁理士との交流会を日本弁理士会主催で実施しました。いずれの地域も盛況で好評を得ました。残念ながら「つながる特許庁」事業は今年度で終了し、次年度ではこれに代わる事業は予定されていないとのことです(知的財産経営センター)。
- ・ Startup JAPAN EXPO、医工ぜ！とりだい Startup エキスポに出展し、中小企業、スタートアップに知財の啓発活動を行いました(知的財産経営センター)。

(6) コンテンツ知財保護の検討

コンテンツ産業の知財分野で、情報収集や課題の検討を行うとともに、コンテンツビジネスやその知財保護に詳しい弁理士の育成を目指します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 実務系委員会を中心に広くコンテンツ関連の情報収集を行い、著作権委員会にて取りまとめを行ったほか、会員に対して下記の研修を行いました(執行役員会)。
 - ①「ゲームアーカイブ(図書館)事業と知財等」12月
 - ②「キャラクタービジネスの知財相談を始めよう！」1月
 - ③「次世代 AI の潮流とコンテンツビジネス・著作権！」1月
 - ④「エンタメ弁理士への第一歩 ～最新的话题を弁理士目線で紹介～」3月
- ・ その他、役員会の韓国訪問時に、コンテンツ振興院との会合を持ち、意見交換を行い、本分野に関して新たなパイプを持つに至りました(執行役員会)。

2. 弁理士の存在感の向上のための事業施策 (目的②)

(1) 弁理士法改正への対応

弁理士が、知的財産の専門家としての役割を果たすため、幅広く知的財産制度を活用して企業を守るに際し、円滑な業務の遂行に支障をきたさない環境を整備します。この整備に必要な弁理士法改正についての準備を行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 弁理士法改正の必要を裏付ける立法事実の収集を目的として、農林水産省が公表した「農林水産省知的財産戦略 2030」の内容を精査し、弁理士による貢献の可能な事項を検討するとともに、農林水産知財対応委員会や農水省の知財担当者との意見交換会を開催するなどの活動を行いました(弁理士法改正委員会)。
- ・ その他弁理士法改正の要望項目の現況の確認を行いました(弁理士法改正委員会)。

(2) 日本から海外への情報発信等

(ア) 日本の知的財産制度の魅力を発信する仕組みの継続

日本弁理士会が中心となって、特許庁、産業界等とも連携しつつ、また国際情勢や経済環境の変化を考慮しつつ、日本の知的財産制度の魅力を海外に発信する施策の検討を引き続き行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 米国 IPO にて、特許庁及び JETRO と連携しつつ、出展を行い、日本情報の発信に務めました(9 月)(国際活動センター)。
- ・ AIPPI 横浜大会にて、プラチナスポンサーとしてブース出展を行い、また JPAA クルーズを企画して、日本情報の発信に務めました(9 月)(執行役員会、国際活動センター)。
- ・ オーストラリア知的財産協会 (IPTA)、ボストン知的財産法協会 (Boston Intellectual Property Law Association)、 ニューヨーク知的財産法協会 (NYIPLA) へのウェビナーを通じ、日本情報の発信を行いました(国際活動センター)。

(イ) 模倣品対策・水際対策についての広報

日本からの海外出願を促すべく、「海外における模倣品撲滅には海外出願」等のキャッチフレーズを、日本弁理士会が主催する知財セミナーで積極的に発信することを検討します。また、会員向けのセミナーでは、税関における手続の説明や国内外模倣品対策の概況などの共有を継続して行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 日本からの海外出願を促すべく、2026 年 11 月 26 日に「誘導型詐欺広告を利用した模倣品流通の被害状況とその対策セミナー」(講師: 弁護士、企業 2 社)、2026 年 12 月 4 日「税関による模倣品取締り制度およびその活用セミナー」(講師: 税関、企業)を実施しました(貿易円滑化対策委員会)。

(3) 弁理士及び日本弁理士会の活動を周知するための広報戦略

知的財産及び弁理士の認知度向上を集中して行うため、各地域会の実情及び時代背景に応じた弁理士及び日本弁理士会の活動を周知する施策の検討を行い

ます。特許庁をはじめとする関係団体との連携強化を図るとともに、各関係団体に対し弁理士の職業認知度の向上に向けた活動に力を入れます。

【2025 年度事業報告】

- ・ 会内の情報を集めてタイムリーな広報をしていく、新たな仕組み作りを進めました。具体的には、各委員会と事務局から系統的に情報収集する仕組みを作り、それを短文での公開を行うX(エックス)と長文での公開を行う note(ノート)という性質の異なる SNS を併用しながら、タイムリーな広報を行いました。また、note の方は、各委員会の負担を軽減するために、外部業者を利用した記事作成を行いました(広報センター)。

(4) 弁理士紹介制度の拡充

弁理士紹介制度は、東海会に続き関東会、関西会が運用し、令和6年度には九州会、東北会、令和7年度には中国会に拡充されています。残る3つの地域会の意見を聞きつつ、これらの地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方について引き続き検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 弁理士紹介制度は、東海会、関東会、関西会、九州会、東北会に加え中国会、四国会まで拡充しました。2026年度は、北海道会、北陸会でも運用を開始する予定です(弁理士紹介制度WG)。
- ・ 弁理士紹介制度のさらなる充実を図るために、WGを通じて、各地域会の代表と情報交換を行う予定です(弁理士紹介制度WG)。

(5) 弁理士ナビの改修の継続

弁理士ナビをより利用しやすくする環境について検討・必要に応じて整備します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 昨年度まとめられた弁理士ナビにおける利用者が適切な弁理士を円滑に見つけられる環境整備、すなわち新たなマッチング機能の導入について、その実装の可能性に関し検討を行いました(情報企画委員会)。

- ・ その後、今後の開発上の課題および現状の体制等を総合的に勘案した結果、当該機能の実装開発への着手の前に、まずは既存の弁理士紹介制度への導線強化を図ることが適切であるとの判断に至りました。このため、弁理士ナビのページに弁理士紹介制度ページへのリンクを設置する等の措置を講じることとし、次年度早々着手する方向で取りまとめました。また、現状の弁理士ナビの課題についても確認を行ったため、その改修も継続いたします（情報企画委員会）。

（6）知財創造教育の強化

大学、高専、高校、小中学校における知財創造教育を必要に応じて改善しつつ継続します。

（ア）大学における知財創造教育の強化

各地域会での実績に基づき、知財創造教育に関する大学寄附講義への弁理士派遣事業の全国展開を強化します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 各地域会での実績を踏まえ、知財創造教育に関する大学寄附講義への弁理士派遣事業の全国展開を推進しました（知的財産支援センター、地域会）。
- ・ また、キャリア教育の一環として、将来の進路選択肢の一つである弁理士の役割や業務内容について紹介しました。具体的には、大阪大学、早稲田大学、静岡大学、東北大学において講義を行い、知的財産分野における専門職への理解促進を図りました（執行役員会、知的財産支援センター）。

（イ）小中学校、高校、高専における知財創造教育

児童及び生徒に対する知財創造教育の支援を拡充します。知的財産に関する教育には高い専門性が求められるので、教員を対象とした知財創造教育の支援活動に役立つコンテンツの充実を図ります。

【2025 年度事業報告】

- ・ 全国の少年少女発明クラブにおいて知財授業を実施しました。地域においても、小中高等学校で知財教育の推進に取り組みました。特に高等専門学校に対

しては、高専機構と連携し、知財教育支援を行いました(知的財産支援センター)。

- ・ また、教員による知財創造教育を支援するため、活用度の高いコンテンツの充実を図りました。具体的には、知的財産の基礎を身近な発明事例を通して学ぶ教材「君も今日からエジソン」および、発想のヒントや権利化の考え方を整理した指導用資料「知財の引き出し」にコンテンツの改定・追加を行いました。さらに、理解促進を目的としたクイズ形式の動画を新たに作成し、教材の実効性向上を図りました。今後もコンテンツの充実を図ります(知的財産支援センター)。

(ウ) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト等の強化

高校生、高専生、大学生等を対象としたパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化を図ることで知財創造教育を弁理士の未来の業務につなげていきます。また、発明発掘プロジェクトによる出願支援を継続します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 本年度も、特許庁、文部科学省、INPIT 等の関係機関と緊密に連携し、高校生・高専生・大学生等を対象としたパテントコンテストおよびデザインパテントコンテストを開催しました(知的財産支援センター)。
- ・ また、応募前の事前セミナーについて積極的に展開し、発明・意匠の基礎知識や出願に向けた視点を早期に提供することで、応募の質的及び量的向上に資する環境整備を行いました(知的財産支援センター)。
- ・ その上で、パテントコンテスト 30 件、デザインパテントコンテスト 30 件、計 60 件の優秀な提案に対して表彰を行うとともに、受賞者に対しては弁理士が専門の見地から指導を実施し、特許出願・意匠登録出願に至るまでの実践的な支援を行いました。これにより、知財創造教育の成果を実際の権利取得プロセスへと接続し、次世代の知財人材育成と弁理士業務との連動を図りました(知的財産支援センター)。
- ・ さらに、大阪・関西万博において実施したアイデアコンテストの成果と知見を踏まえ、その発展的取組として、弁理士が伴走型で関与する「事前学習 → 技術体験 → アイデア創出」という体系的なプログラムの構築を検討しました。本件

については、地域会単位での実施可能性を検討するため、プロジェクトチームを設置しました。今後は、各地域の実情や実施体制を踏まえつつ、実現可能な範囲で段階的な展開を検討します(知的財産支援センター)。

- ・ また、発明発掘プロジェクトについては 2025 年度第1号案件が特許権成立に至りました。当該案件はマスコミにも取り上げられるなど、社会的にも一定の反響を得る成果となり、本プロジェクトの意義および弁理士による伴走支援の有効性を広く示すものとなりました(知的財産支援センター)。
- ・ また、2025 年度は新たに3件の支援を決定しております。今後も、優れた着想を有する学生・若年層に対して、発明のブラッシュアップから出願・権利化に至るまで継続的な支援を行い、知財創造教育と実務との接続を一層強化します(知的財産支援センター)。

3. 弁理士の活躍の支援のための事業施策(目的③)

(1) 特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携

(ア) 特許庁と日本弁理士会との連携の強化

執行役員会が中心となって、特許庁の対応組織に対して日本弁理士会との連携強化を継続します。これにより、特許庁と日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた活動を継続することのほか、ロールモデルの公表、2025大阪・関西万博の実施、新たな活動(知的財産の高揚普及、研究、教育等)を協力して行います。

また、特許庁主催の審判実務者研究会、INPIT 主催の審査応用能力研修などについて、より多くの共同研究が行えるよう特許庁等に提案をします。また、日本弁理士会主催の共同研究を提案し、その際には、審査官等に弁理士の実務を知ってもらえることを含めた研究内容とすることも検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 特許庁弁理士室との意見交換を定期的に行いました(執行役員会)。
- ・ 弁理士の魅力向上のための施策について、特許庁弁理士室と意見交換を行いました(ロールモデル委員会、執行役員会)。
- ・ 特許庁審査基準室・品質管理室との定期打合せを2回行いました(特許委員会・

特許制度運用協議委員会)。

- ・ 2026年2月17日、特許委員会と特許懇との意見交換会を行いました(特許委員会)。
- ・ 特許庁審判部(商標)と商標委員会との間で意見交換会を2回実施しました(商標委員会)。
- ・ 特許庁品質管理部門(商標)と商標委員会との間で意見交換会を2回実施しました(商標委員会)。
- ・ 特許庁弁理士室と業務対策委員会との間で意見交換会を実施しました(業務対策委員会)。
- ・ 特許庁広報室と万博イベント開催に向けた月例ミーティングを実施しました(2025大阪・関西万博対応委員会)。
- ・ 特許庁の関係部門と、会員から募った特許制度の運用に関する協議事項についての協議を、上期と下期の2回に分けて実施しました(特許制度運用協議委員会)。
- ・ 全省庁統一資格を取得し、特許庁をはじめ公的入札に参加出来る体制を整えました(執行役員会)。
- ・ 特許庁普及支援課、総務課等と、「知財経営支援モデル地域創出事業」、「知財金融事業」、「知財経営支援ネットワークの強化」に関して、十数回の打ち合わせ乃至意見交換、及びメールを通じた意見交換を実施しました(知的財産経営センター)。

(イ) 各自治体との支援協定締結の推進

日本弁理士会との支援協定が締結されていない自治体について、各地域会の実情に応じて支援協定の新たな締結を目指します。

【2025年度事業報告】

- ・ 2025年度は、自治体と新たに支援協定を結んだ地域会はありませんでした。一方、既に各地域会において、既に締結済みの支援協定で、今年度に見直し時期を迎えたものについては殆どが更新となりました。1件だけ、東京都と締結していた「弁理士マッチング支援システムに関する協定書」に基づく協定につき、関

東会による「弁理士紹介制度」の充実により役目を終えたとして、東京都から終了の申し入れがあり、本会がこれを了承することで終了となりました(関東会)。

(ウ) 経済産業局等と地域会との協力体制の継続

各自治体のみならず、各地方の経済産業局等との協力体制を継続します。具体的には、各経済産業局等の予算編成期に合わせて知財関連事業の提案などを行うことで、次年度の協力事業とその予算を確保していただき、地域会の事業として、金融機関との連携を図りつつ、中小企業・スタートアップの支援事業を展開することを目指します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年度は、北海道局で「知財経営支援モデル創出事業」、東北局で「価値創造人材育成支援事業」、関東局で「自立型知財経営支援・支援人材育成事業」、中部局で「社会課題対応知的財産活用支援エコシステム創出促進事業」、近畿局で「知財課題解決に向けた伴走支援推進事業」、中国局で「中国地域知財経営支援ネットワーク構築事業」、四国局で「知的財産セミナー・ワークショップ開催事業」、九州局で「チーム伴走型知財ハンズオン事業」、沖縄総合事務局で「沖縄地域における知財経営支援モデル創出事業」がそれぞれ実施され、各局に対応する地域会から弁理士が派遣され各事業を支援しました(各地域会)。

(エ) 各団体との協力関係の構築

執行役員会が中心となって、裁判所、経済産業省、INPIT、知財協、WIPO、経団連、農水省、AIPPI、FICPI、JETRO 等の各種関係団体との会合等を行い、連携を強化します。これにより、日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた活動を継続することのほか、ロールモデルの公表・周知の協力を模索するとともに、新たな活動（知的財産の高揚普及、研究、教育等）を協力して行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ JIPAと執行役員会との意見交換会を、年 2 回に増やしました(執行役員会)。
- ・ WIPO との PCT 出願に関する意見交換会を持ちました(特許委員会、国際活動)

センター)。

- ・ INPIT とは知財総合支援窓口WGを介して定期的に意見交換を行い、知財総合支援窓口事業の運営に関し協力関係を進めました(知財総合支援窓口WG)。
- ・ JIPA と、バイオリフサイエンス委員会、特許委員会それぞれが個別に、実務者間の意見交換会を行いました(特許委員会、バイオリフサイエンス委員会)。
- ・ JIPA と、商標委員会、意匠委員会のそれぞれが個別に、実務者間の意見交換会を行いました(商標委員会、意匠委員会)。
- ・ JIPA と連携して大阪大学、東北大学においてキャリア教育授業を行いました(知財支援センター)。
- ・ JIPAの少数知財研究会と、知財経営コンサルティングについて企業がアウトソース可能な事業についての意見交換会を実施しました(知的財産経営センター)。
- ・ 厚労省のペテントリンケージに専門委員として複数の弁理士を推薦しました(執行役員会、バイオリフサイエンス委員会)。

(2) 事業の棚卸し制度の継続

日本弁理士会が行う事業を見直しやすくするための取組を本年度も継続的に実施します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 棚卸しWGによる一昨年度事業評価に基づき、昨年度の次年度会務検討委員会にて 2025 年度の事業計画、予算及び諮問委嘱事項の作成の参考としました。また、昨年度事業についての事業評価書を作成し、2025 年度の次年度会務検討委員会での検討資料としました(棚卸しWG)。

(3) 地域会事業の効果的推進

地域会と本会の意見交換を拡充し、地域会の柔軟な運営を推進します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 地域会からの要望に基づき、「会員の出張に係る旅費の支払いに関する運用

指針」の改定を行いました(財務委員会)。

- ・ 九州会設立 20 周年記念行事、各県での交流会への役員の参加による協力のほか、九州会事務局において密閉空間での事務作業を避けたいとの要望を受け、窓を設置する工事を行いました(九州会、執行役員会)。
- ・ 北海道会設立 20 周年として 2025 年 10 月 24 日にホテルマイステイズ札幌アスペンにおいて講演会(齋藤誠一北海道大学名誉教授「宇宙×水産業:海洋リモートをスマート水産業の実現」)及び記念祝賀会を実施しました(北海道会)。
- ・ 東北会設立 20 周年記念行事として、2025 年 11 月 14 日に講演会「生成 AI と知的財産権の現状とこれから」及び記念祝賀会を実施しました(東北会)。
- ・ 四国会設立 20 周年記念行事として、2025 年 11 月 28 日に「企業の成長を支える著作権セミナー」及び記念祝賀会を実施しました(四国会)。
- ・ 関東会設立 20 周年行事として、2026 年 2 月 13 日に式典・祝賀会を実施しました(関東会)。
- ・ 中国会設立 20 周年行事として、2026 年 1 月 30 日に記念講演会及び式典・祝賀会を実施しました(中国会)。

(4) DE & I の推進

日本弁理士会および所属組織において尊重され、能力を発揮できる環境づくりの構築を目指します。関係機関と連携し、多様な属性やバックグラウンドを持つ人材を知財業界へ呼び込み、知財の専門家として活躍できる環境を醸成する施策を検討します。また、役員会における女性比率のあり方や女性が役員に就任する際の課題等を検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年 7 月に同志社大学、10 月に京都女子大学に対し、弁理士を講師として派遣し、弁理士と DE & I をテーマとする講義を実施しました(DE & I 推進委員会)。
- ・ 2025 年 8 月に開催された Girls Meet STEM ツアー「みんなの大事なアイデアを守るお仕事とは？」(特許庁主催)に対し弁理士を登壇者として派遣しました(DE & I 推進委員会)。

- ・ 2025年11月に「弁理士としての働き方の多様性」をテーマとする継続研修を行い、2026年1月に日本弁理士会役員等の経験を持つ女性会員との交流会を実施するとともに、内閣府男女共同参画局より招聘した講師による会員向けセミナーを開催しました(DE&I推進委員会)。
- ・ 2025年7月、2026年2月に実施されたJIPA、特許庁との三者会合に参加し、夫々のDE&Iに対する取り組みに対する意見交換会を実施しました(DE&I推進委員会)。

(5) 広告ガイドラインの周知徹底、マナー講習、ハラスメント対策等の広報及び研修の実施

広告ガイドラインの明確化、マナー講習、ハラスメント対策等、会員への継続的な周知活動及び研修を実施します。

【2025年度事業報告】

- ・ 会員HPの記載内容について求人広告並びに会令62号第4条及び第4条の2の規定に違反するものについて調査し、約250の事務所をピックアップした上で、これらについて再チェックしました。違反すると判断された会員には役員会から修正を促す予定です(広告適正化WG)。
- ・ 役員、会長室員及びコンプライアンス委員会運営委員に対してハラスメント研修を行いました。また、障害者差別解消法の施行に対応して合理的配慮に関する研修をコンプライアンス委員会運営委員に対して行いました(コンプライアンス委員会)。

(6) 知財・無形資産を活用し、自社の成長に結び付ける組織内弁理士の育成

組織内弁理士が自組織内で、その組織が成長するための知財・無形資産を創造し活用することができるように、各世代別のビジョン、およびその具体的アクションを検討します。また、知財・無形資産ガバナンス(知財・無形資産を活用し自組織を成長させるスキーム)を経営幹部に対して提言し、自組織内の知財プレゼンスを向上させることができる組織内弁理士の人物像を検討します。

【2025年度事業報告】

- ・ 組織内弁理士が自組織内で、その組織が成長するための知財・無形資産を創造し活用するための検討を行い、以下の提言を行いました(知財プレゼンス向上委員会)。
 - 日本弁理士会は、模倣品対策におけるAI導入支援や必要な人材像の提示を行うとともに、模倣品対策が企業価値毀損の防止に寄与することについて事例調査を通じて可視化すべき。
 - 日本弁理士会は、「大学ガバナンス・コードに大学執行部の知財・無形資産に対する管理監督や開示義務を導入」を実現するために、より積極的に外部に発信すべき。
 - 日本弁理士会は、文部科学省、国公立協会、私立大学連盟等と協議し、大学ガバナンス・コードに大学執行部の知財・無形資産に対する管理監督や開示義務を導入するようさらに働きかけていくために、大学における知財リテラシーや知の価値の向上に向けての活動の実態を、大学の中期計画に掲げられている目標などから把握して整理し、更にエビデンスを積み上げていくべき。
 - 日本弁理士会は、オープンイノベーション創出の基盤強化を担っているアカデミア機関である国立研究所の知財活動を把握するため、国立研究所とも意見交換し、国立研究所にも知財・無形資産に対する管理監督や開示義務の導入に対する重要性を発信すべき。
- ・ また、イノベーション拠点税制の活用に向けた取り組みについて検討し、JIPA有識者、パテントプール有識者、イノベーション産業競争力強化促進WG、弁理士法改正委員会などとの意見交換を経て、次年度、経済産業省と意見交換するための検討結果を得ました(知財プレゼンス向上委員会)。

(7) 特許事務所のDXによる業務効率化

特許事務所におけるDXの支援を検討します。例えば、事務手続のDXを推進する事業を積極的に実行し、クライアント毎のデータ入力作業を効率化する施策を検討します。

クライアントにとっても社内管理ソフトウェア全体に関連する問題であるため、日本弁理士会がソフトウェアを作成しても利用が高まることは難しい状況

です。ソフトウェアではなく、例えば財務情報におけるXBRLのように、データを標準化することを念頭に、事務的作業の効率化を特許庁、および関係団体と協議を行い、情報収集から進めます。

【2025 年度事業報告】

- ・ ワーキンググループを立ち上げ、特許庁の現在のデジタル化の状況についてヒアリングを行いつつ、会員(特許事務所)、ソフトウェアベンダー、企業知財部(JIPA)を対象としたアンケートを実施しました(知財情報標準化WG)。
- ・ さらに、アンケート回答者に対して、より具体的かつ詳細な課題感等を把握するための追加ヒアリングを実施し、現場における実態の確認を行い、これらの調査・検討結果を初年度の報告書として取りまとめました。今後はこの報告に基づき、より実効性のある具体的な施策について検討を進め提案を行います(知財情報標準化WG)。

(8) 日本弁理士会事務局の業務のDX

日本弁理士会の事務局業務をDX化して、業務効率を向上させます。

【2025 年度事業報告】

- ・ 事務局の負担が大きい旅費精算業務について課題を把握し、会員からの領収書提出を現状の一对一のメールではなく、フォーム化する仕組みの導入可能性を検討し、あわせて民間フォームサービスの活用を提案するとともに、将来的に電子フォーラムへ組み込み、会計処理まで含めた一体的なシステムとして構築する方向性を整理し、次年度以降の具体的な着手に向けた準備を進めました(情報企画委員会)。
- ・ また、会員情報管理システムの改修実施の結果、従前課題となっていた不具合が大幅に改善されました。その検証結果を踏まえ、当初想定していた大規模な修繕計画については直ちに実施する必要性は低いと判断でき、実施時期を後ろ倒しできる見通しを得ました。今後も事務局のDX化について課題を解決できるよう検討します(情報企画委員会)。

(9) 国内外の情報収集・分析・管理

国内外における知的財産関連情報、制度情報を収集・分析・管理し、業務や会

務活動に活用可能な情報の提供・利用の検討を行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 判例紹介など例年行っている国際情報に関する研修や、EUIPO その他の海外組織による研修のほか、本年度の初の試みとして、国際政策研究部が長年継続的に取り組んでいる WIPO 等で行われている国際調和のための議論に関する背景と現状、展望についてのセミナーを、元 WIPO 職員を招聘し、国際活動センター企画として開催しました(「特許法を巡る国際的な議論の現状と展望」、11月)。また、別の新たな取組として、WIPOにおける議論内容などをパテント誌にコラム掲載する予定です(国際活動センター)。
- ・ 第 17 回会員向け研究発表会「知財政策と競争政策／法学と経済学の視点からの特許制度をめぐる対話 標準必須特許問題を素材として」(東京)を 2026 年 2 月 25 日に開催し、第 23 回公開フォーラム「激論 こんなクレームでいいの？適切な権利の保護範囲を示すクレームを探る」を 2026 年 3 月 4 日に大阪で、11 日に東京で開催しました(中央知的財産研究所)。

(10) 弁理士の収入・報酬体系の調査検討

弁理士の業務に対する適正な報酬を確保するため、昨年度実施した報酬に係る実態調査に基づき、提案事項を実行するための方策の検討、その調査結果に基づいて知的財産の経済的価値を向上するための方策の検討を行います。

【2025 年度事業報告】

- ・ 公正取引委員会からの提案に基づき、独禁法違反事例集を作成すべく、経営弁理士に対して、価格交渉時及び価格設定に関する不満事例についてアンケートを実施しました。特許庁及び JIPA と共有するために、収集した事例の纏め方を検討しました(総合企画政策委員会)。
- ・ 公正取引委員会の方を講師としてお招きし、経営者が行うクライアントとの価格交渉の現実及び価格交渉において必要な知識及び心構えをお教えいただき、弁理士事務所がクライアントとの交渉において不当な取り扱いを受けたと感じた事例の検討及び解説を行うパネルディスカッションを通して、クライアントとの価格交渉を通して適正な報酬を得るためのヒントを経営弁理士に得てもらうこと

を目的とする研修を実施しました(経営基盤強化委員会)。

(11) 業務支援の仕組みづくり

電子フォーラムに蓄積されたコンテンツを利用しやすくする環境について引き続き検討・必要に応じて整備します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 電子フォーラムの改修に当たり、まず、研修システム、会員情報管理システム、弁理士ナビおよび電子フォーラムについて、長期的な修繕計画とその優先順位を検討しました。複数のシステムで大規模改修が同時期に重なると人的・財政的負担が集中することから、実施時期を整理し、当面は研修システムの改修を優先することとし、電子フォーラムの大規模改修は研修システムの改修完了後に着手することとしました(情報企画委員会)。
- ・ 一方で、電子フォーラムに蓄積された答申書や報告書等の優良なコンテンツを効率的に検索できるよう、RAG を活用した検索機能の高度化を検討し、次年度にプロトタイプ開発へ着手する方向で進めます。なお、本取組は、将来的な電子フォーラムの大規模改修の際に正式な機能として組み込めるよう、その有効性および実装方法を検証する位置付けとします。これらは追加的な財政負担が過度とならないよう、費用対効果を精査しつつ段階的に実施します(情報企画委員会)。
- ・ JPAAジャーナルの電子化について検討を行い、2026 年度から実施する予定です。このジャーナルの電子化に伴い 電子フォーラム改修準備を進めました(ジャーナル検討WG、例規委員会)。

(12) 事務所DXに関する勉強会の開催・情報提供体制の拡充

少人数の特許事務所や、情報システム部門が不十分な特許事務所であっても、業務効率化を図るための勉強会や、最新の各種DXツールに関する情報提供を拡充します。

【2025 年度事業報告】

- ・ RPAなどの自動化ソフトの導入及び生成AIの活用について検討しました(経営

基盤強化委員会)。

- ・ 生成AI活用検討WGとの連携により、合同セミナー(特許実務の効率化)を実施しました(経営基盤強化委員会)。

(13) 弁理士の倫理観の向上

弁理士法の職責条項を全うするため弁理士の職業倫理観だけでなく一般的倫理観の向上に努め、人材の育成・強化を図ります。

新たな業務を行う場合に倫理規定に抵触する可能性も存在します。新たな弁理士業務と弁理士の倫理観を検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 報酬分配及び周旋対価支払の禁止に関する規定の作成を検討しました(総合企画政策委員会)。
- ・ カスタマーハラスメントに関する基本方針を HP に掲載しました(執行役員会)。
- ・ 苦情相談対応マニュアルを改訂しました(コンプライアンス委員会)。
- ・ 事務局職員のための外部相談窓口を、会員事務所の所員が利用できるようにしました。その周知についても検討しました(コンプライアンス委員会)。

(14) 会員の会務参加を促すための施策の検討

日本弁理士会の会務運営への参加や弁理士の専門知識を活かした社会貢献活動を促すための施策を検討します。例えば、昨年度検討された、いわゆるポイント制等も継続して検討します。

【2025 年度事業報告】

- ・ 2025 年 10 月に全会員を対象に実施した「本会の会務活動への参加に関するアンケート調査」の結果を踏まえ、より多くの会員に会務活動への参加を促すための施策を検討し、以下の(1)及び(2)の結果を得ました(会員活動活性化ワーキンググループ)。

(1)開催日時の多様化への対応

委員会ごとに希望時間帯を事前調査し、柔軟に設定することが望まし

い。また、例えば、当日の委員会を録画しておき、それをアーカイブ配信して事後的に意見などを収集することで、リアルタイムで参加が難しい会員を参加扱いとするような救済策があることが望ましい。

(2) 会員等への情報提供

過去 5 年以内に、日本弁理士会本会での会務活動への参加がない会員に向けて、「人手不足で困っている委員会の紹介」、「各委員会の活動内容の紹介」、「現状の会務活動の負荷状況」について情報提供することが望ましい。また、所属企業の理解が得られるように会務活動の意義を説明するための情報提供が望まれる。

- ・ 次年度、会員活動活性化ワーキンググループは、会員活動活性化委員会に組織替えを行い、上記活動結果の実施を検討予定です。
- ・ 各地域会から会長を選出しやすいように、会長社宅規程を制定しました（例規委員会）。

以上